

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第4号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義) 第2条 (略) (1)―(9) (略) (10) (略) ア (略) イ <u>無形固定資産(有償で取得したものに限る。)</u> (ア)―(キ) (略) (ク)その他これらに類する権利 ウ (略) (11)・(12) (略)</p> <p>(納付の方法) 第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて<u>金融機関窓口にて</u>納付しなければならない。</p> <p>(月計対照表及び日計表の送付) 第71条 出納取扱金融機関は、毎月預金の月計対照表を作成し、<u>翌月の日曜日等を除いた5日目までに</u>金銭出納員に提出しなければならない。 2 出納取扱金融機関は、毎日(日曜日等を除く。)現金の収入、支出及び残高について、収支残高日報を作成し、<u>翌日(その日が日曜日等に該当する場合には、その翌日)</u>に金銭出納員に提出しなければならない。</p> <p>(入札及び契約の手続) 第104条 (略) 2 収支等執行者は、当初の契約が次に掲げるものについては、事業施行の決定を行った上で契約検査課長に入札及び契約の手続<u>(工事に係る単価契約にあっては入札の手続)</u>を依頼しなければならない。 (1)―(3) (略)</p> | <p>(定義) 第2条 (略) (1)―(9) (略) (10) (略) ア (略) イ 無形固定資産 (ア)―(キ) (略) (ク)その他これらに類する権利で<u>有償で取得したもの</u> ウ (略) (11)・(12) (略)</p> <p>(納付の方法) 第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて<u>出納取扱金融機関等に</u>納付しなければならない。</p> <p>(月計対照表及び日計表の送付) 第71条 出納取扱金融機関は、毎月預金の月計対照表を作成し、<u>翌月5日まで</u>に金銭出納員に提出しなければならない。 2 出納取扱金融機関は、毎日(日曜日等を除く。)現金の収入、支出及び残高について、収支残高日報を作成し、<u>翌日に</u>金銭出納員に提出しなければならない。</p> <p>(入札及び契約の手続) 第104条 (略) 2 収支等執行者は、当初の契約が次に掲げるものについては、事業施行の決定を行った上で契約検査課長に入札及び契約の手続を依頼しなければならない。 (1)―(3) (略)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>3 収支等執行者は、前項の手續を経て契約を締結したもの（<u>工事に係る単価契約を除く。</u>）について、変更を要する場合についても、契約検査課長に<u>契約の手續を依頼</u>しなければならない。</p> <p>4 契約検査課長は、前2項の規定により入札<u>又は</u>契約の手續の依頼があったときは、入札<u>又は</u>契約に必要な手續を執るものとする。</p> <p>別表第1（第3条関係） 別紙のとおり</p> <p>別表第4（第13条関係） 別紙のとおり</p> | <p>3 収支等執行者は、前項の手續を経て契約を締結したものについて、変更を要する場合についても、契約検査課長に<u>契約手續の依頼</u>をしなければならない。</p> <p>4 契約検査課長は、前2項の規定により入札<u>及び</u>契約の手續の依頼があったときは、入札<u>及び</u>契約に必要な手續を執るものとする。</p> <p>別表第1（第3条関係） 別紙のとおり</p> <p>別表第4（第13条関係） 別紙のとおり</p> |
|--|--|

附 則

この規程は、公布の日から施行する。